

総会

配布：一般

2017年10月9日

第72会期

議事日程議題 107

2017年9月27日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/72/L.1)]

72/1. 人身売買と闘うための国際連合グローバル行動計画の実施に関する政治宣言

総会は、

以下の人身売買と闘うための国際連合グローバル行動計画の実施に関する政治宣言を採択する。

人身売買と闘うための国際連合グローバル行動計画の実施に関する政治宣言

1. 私たち、国際連合の加盟国は、人身売買と闘うための国際連合グローバル行動計画<sup>1</sup>と其中で為された私たちの公約を再確認し、そしてそれがどこで起ころうとも、この憎むべき犯罪を終わらせるため疑いのない上手くまとめられた行動をとる私たちの強い政治的意志を表す。

2. 私たちは、その統合されたまた分割できない性質を認識しつつそして2030アジェンダがあらゆる形態の人身売買と闘うことに関する公約を含んでいることを認めつつ、持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>2</sup>に対する私たちの公約を想起しまた再確認し、これに関連したパートナーシッ

---

<sup>1</sup> 決議 64/293.

<sup>2</sup> 決議 70/1.

プの重要性を認識し、そして 2030 アジェンダとグローバル行動計画は、相互に強化していることを強調する。

3. 私たちは、貧困、失業、不平等、武力紛争や自然災害を含む、人道緊急事態、性的暴力、ジェンダー差別、社会的排除と周縁化、並びに女性、青年および子どもに対する暴力に向けた寛容の文化など、人々を人身売買に対して脆弱にする、社会的、経済的、文化的、政治的そしてその他の要因に対処する私たちの公約を再確認する。私たちは、人身売買を防止するための教育と意識向上キャンペーンを促進する私たちの公約をくり返し表明する。私たちは、人身売買に対抗する世界デーとしての 7 月 30 日の指定<sup>3</sup>を歓迎する。

4. 私たちは、人類に対する重大な課題を与え続け、人権と基本的自由の享受を犯しそして損ない、並びに人の尊厳と身体的健全性に対する犯罪と重大な脅威、並びに持続可能な開発に対する課題を構成する、および密売人を、訴追しそして罰するためまた被害者を特定して保護するため、そのような売買を防止するためのパートナーシップと措置、並びに犯罪の重大な性質に見合った刑事司法対応を含む包括的なアプローチの実施を要求する、人身売買、特に女性と子ども、についての私たちの強い非難をくり返し表明する。

5. 人身売買に対する闘いにおける越境組織犯罪に対する国際連合条約<sup>4</sup>および越境組織犯罪に対する国際連合条約を補足する、人、特に女子および児童の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書<sup>5</sup>の中心的役割を考慮しつつ、これらの文書の普遍的な批准の決定的な重要性を再確認し、そして同条約および人、特に女子および児童の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書を批准または加入していない加盟国に対し、優先事項として、批准または加入を考慮することを促す。私たち、これらの文書の当事国に対し、それを十分にまた効果的に実施することを促し、そして同条約およびその議定書の実施の再検討のためのメカニズムを設立する過程を続けるという越境組織犯罪に対する国際連合条約の締約国会議の決定を歓迎する。

6. 私たちは、人身売買に対処するその他の関連する国際文書の普遍的な批准と履行の重要性もまた再確認する。

---

<sup>3</sup> 決議 68/192 を参照。

<sup>4</sup> 国際連合、条約集、第 2225 巻、No.39574.

<sup>5</sup> 前掲書、第 2237 巻、No.39574.

7. 私たちは、「人身売買」が、武力の威嚇または武力の行使若しくは強制の、拉致の、詐欺の、欺瞞の、権力乱用のまたは脆弱な立場のその他の形態の手段による、若しくは人、特に女子および児童の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書に定められているように、他人の売春の搾取またはその他の形態の性的搾取、強制労働またはサービス、奴隷化またはこれに類する行為、隷属または臓器の摘出を最小限含む、搾取の目的のために他人を支配している人の同意を成し遂げるために支払いまたは利益を与えているか受け取っている人の、勧誘、輸送、移転、匿うことまたは受け入れを意味するものとするという私たちの認識を再確認する。

8. 私たちは、犠牲者および遺族との連帯と同情を表明し、彼らの人権の十分な尊重を求め、そして人身売買に対する世界的な闘いにおける変化をもたらす主体としての彼らの役割を認識しつつ、人身売買を防止しそして闘う全ての取組に彼らの視点と経験を合体することについて更なる審議を奨励する。私たちは、市民社会およびその他の関連する協力機関と協働しつつ、彼らの回復と生活復帰のための治療、援助およびサービスを提供する。私たちは、特定された犠牲者が取引されたために罰せられないことそして彼らが、政府当局、共同体および家族により講じられた行動の結果として迫害に苦しまないことを確保するための措置を含む、刑事司法過程における司法へのアクセスと犠牲者の保護のための適切な措置にもまた着手する。

9. 私たちは、あらゆる形態の搾取のため、特に女性と女兒の、取引を助長する要求を防止しそして、取り除くことを目的に、対処するための私たちの努力を強めることを、そしてこれに関連して取引された人を搾取する人を阻止し、並びに彼らの責任を確保するため、法律および懲罰措置を含む、予防措置を導入するかまたは強化することを約束する。

10. 私たちは、そのあらゆる形態における人身売買を犯罪化するための、そして国内法を十分に尊重した情報共有の向上と資金洗浄、汚職、不正資金の流れ、移民の密入国およびあらゆる形態の組織犯罪などの、人身売買と関連のある可能性のある犯罪と闘うことにおける相互の法的援助を、とりわけ、通じたそのような犯罪に関与した犯罪ネットワークを崩壊させそして破壊するため、出発国、通過国および目的地国における加盟国の中の協力と調整を強化するための私たちの努力を続ける私たちの公約を再確認する。私たちは、資金の流れを分析しそしてこれらの犯罪ネットワークを思いとどまらせるため、人身取引の事例を特定し、調査しそして訴追するための法執行の能力と刑

事司法制度を高めることを約束する。

11. 私たちは、人身売買と闘うための地球規模の資源を提供することの規模が、課題の規模に釣り合っていないことを深刻に懸念し、そしてこれに関連して以下のことを行う。

(a) 私たちは、政府、政府間組織および非政府組織などの確立された援助の経路を通じた、人道的、法的および財政的援助を人身売買の犠牲者に提供することを目的とした、グローバル行動計画に従って設立された、人身売買の被害者、特に女性と子どものための国際連合自発的信託基金に対する私たちの強い支持を再確認し、そして私たちは、すべての利害関係者に対し、四年毎のグローバル行動計画のハイレベル評価における誓約の発表を通じたものを含めて、信託基金に対して拠出することを招請する。

(b) 私たちは、特に開発途上国に対する、あらゆる形態の取引を防止するその開発計画を支援することを含む、その能力を強化することを目的とした、能力構築と技術援助を含む、国際協力を強化する必要性を強調する。

12. 私たちは、特に加盟国への支援を確保することにおいて、人身売買に対応するため国際連合システムの努力における全体的な準備と一貫性を確実にする必要性をまた強調する。これに関連して、人身売買に対する機関間調整グループが、その調整者としての国際連合薬物犯罪事務所と関連する国際連合システム組織内と人身売買と闘うことに関与したその他の国際機構の中の調整と協力を助長するために設立されたことを想起すると同時に、私たちは、事務総長に対し、国際連合システム内の調整を強化するための取組を続けそして既存の報告経路を通してそれについて加盟国に通知することを促す。

13. 私たちは、国際連合システムにおける人身売買に対する機関間調整グループにより果たされた重要な役割を認識し、そしてそれに対し、グローバル行動計画の実施に関連したその活動を増大することを続けそして、そのためにも、人身売買を防止することと闘うことに関連した持続可能な開発のための 2030 アジェンダの側面を合体することをそして将来の活動が調整される方法と努力の重複を避ける方法を考慮することを招請する。私たちは、調整グループに対し、作業部会で現在活動していないが人身売買に対処することにおいて役割を有している国際連合システムの組織を含

めるため、その作業部会を拡大することを招請する。

14. 私たちは、既存の能力構築手段、加盟国からの学んだ教訓およびその他の国際機構において利用可能な専門知識を利用することにより、越境組織犯罪に対する国際連合条約および人、特に女子および児童の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書を履行するため、人身売買に対する地球規模の闘いにおける、とりわけ要請に基づいて加盟国に対する技術援助を提供することにおける、国際連合薬物犯罪事務所の活動の中心的役割を再確認する。

15. 私たちは、自らの各々の職務権限の範囲内での、人身売買に対する機関間調整グループのその他の構成員、とりわけ国際連合人権高等弁務官事務所、国際連合難民高等弁務官事務所、国際連合児童基金、ジェンダー平等と女性の地位と能力の向上のための国際連合機関（UN-Women）、国際労働機関、国際移住機関、国際刑事警察機構（INTERPOL）、国際連合開発計画、国際連合人口基金、国際連合教育科学文化機関およびその他の政府間機構、の人身売買に対する地球規模の闘いに対する重要な貢献を再確認する。

16. 私たちは、人身売買に効果的に対処するため、性、年齢および搾取の形態を含む、その他の関連する要因により分類された、人身売買の改善されたデータ収集と分析の必要性をくり返し表明する。私たちは、従って、国家当局による改善されたデータ収集の重要性を認識しそして能力構築、財政支援および技術援助を通したものを含めて、この目的のための国際協力を強化する。私たちは、適用可能ならば、データ保護に関する私たちの国内法と適用可能な場合、プライバシーに関連した私たちの国際義務に適合してそのようにする。

17. 私たちは、グローバル行動計画に従って国際連合薬物犯罪事務所により準備された隔年の人身売買に関するグローバル報告書の重要性を認め、そして同事務所に対し、釣り合いの取れた、信頼できるそして包括的なやり方で、また加盟国と緊密な協力と共同作業で、人身売買の広がりや推定する現行の調査において、グローバル報告書に載せることになっている、国の、地域のそして国際的なレベルでの人身売買の様式、形態および流れに関する情報を収集し続けることを要請する。

18. 私たちは、その中で、大きな動きの難民と移民は、取引されるまた強制労働の対象とされるよ

り大きな危険な状態にあることが特に認められた、難民と移民のためのニューヨーク宣言<sup>6</sup>を想起する。私たちは、人身売買の犠牲者または取引の危険な状態にある者を特定するための対象を特定した措置を通したものを含めて、人身売買の犠牲者に対する支援を提供しそして立ち退きにより影響を受けた者の中の人身売買を防止するため活動する。私たちは、年齢とジェンダーに敏感な政策と計画の策定を通したものを含めて、人身売買に対して晒されるその可能性を含めて、出発国から到着国までの旅の期間中、女性と子どもの特別な脆弱性に対処するための措置を講じる私たちの公約をくり返し表明する。

19. 私たちは、取引された女性と子どもの数の増加について私たちの深刻な懸念を表明し、人身売買は、彼女らに過剰に影響することを認識し、そして加盟国に対し、再迫害から女性と子どもを守るためのまた子どもの最善の利益で適切な援助と保護を提供するための、包括的な政策、計画およびその他の措置を確立することを求める。

20. 私たちは、武力紛争と自然災害を含む人道緊急事態の状況における人身売買の問題が、更なる注意を要求していることを認識する。私たちは、人道緊急事態と平和維持活動において展開されることになっている人道および平和維持要員の人身売買に対応することに関するまたジェンダーの専門知識、子どもの保護並びに性的搾取に関する訓練を奨励する。私たちは、国際連合システムの全ての組織と機関に対し、自らの要員を訓練することそして武力紛争と人道緊急事態における人身売買の例に対する状況を評価する自らの技術能力を構築することまた取引の犠牲者を、特定し、防止しそして効果的に対応するため一丸となって取り組むことを奨励する。

21. 私たちは、テロリスト集団を含む、武装集団と人身売買との間の幾つかの地域における繋がりの増加、結婚または性的奴隷への女性と女兒の強制に関与すること、そして強制労働または戦闘員として行動することを男性と男子に押し付けることについて私たちの深い懸念を表明する。

22. 私たちは、人身売買を促進する、情報通信技術、とりわけインターネットの犯罪的な誤用に懸念をもって留意し、そして国際法の下でのその他の義務を遵守して、人権とプライバシーの権利を含む、基本的自由を尊重すると同時に、そのような使用に対抗することの重要性を強調する。

---

<sup>6</sup> 決議 71/1.

23. 私たちは、臓器摘出の目的のための人身売買の犯罪が、搾取の形態と犠牲者の人間の尊厳に対する犯罪を構成することを再確認し、そして臓器摘出の目的のために人身売買における犯罪者集団と道義に反する医療要員の関与を非難する。

24. 私たちは、地域的な、準地域的なそして地域を横断したメカニズムを通して、また国際連合システムや、とりわけ、パリ原則<sup>7</sup>に関連して、それらが存在する場合、地域のまた国際的な機構、民間部門、メディア、議会人および非政府組織を含む市民社会、学術機関および宗教的倫理に基づいた社会活動の組織、並びに、国内人権機関を含む、その他の利害関係者とのパートナーシップやイニシアティブを通じたものを含めて、人身売買を終わらせるため加盟国による全体行動を強化することの重要性を、可能な限り最も強い文言で、くり返し表明する。とりわけ、私たちは、人身売買と闘うことにおける、人身売買、特に女性と子どもに関する人権理事会の特別報告者および現代の奴隷の形態に関する人権理事会の特別報告者の活動を強調し、そしてグローバル行動計画と現在の政治宣言を実施するためのその継続した努力を歓迎する。

25. 私たちは、パートナーシップを促進しそして供給網における人身売買を防止しそして闘うための持続可能なイニシアティブを設計すること、実施すること、監視することそして評価することにおいて取引された人の見解と経験を考慮しつつ、そのようなイニシアティブを策定することと実施することにおいて実業界と非政府組織を含む、市民社会と関与し、そしてビジネスに対して、人身売買と闘うための取組を支援することを奨励する。私たちは、事務総長に対し、あらゆる国際連合の調達が、人身売買から免れていることを確保することを促す。

26. 私たちは、準備が、グローバル行動計画の実施において達成された進展を通知するための4年毎の総会のハイレベル会合におけるものを含めて、現在のハイレベル会合において私たちが行った公約の全てに対する組織的なフォローアップと再検討を確保するために必要であることを認識する。

第24回本会議

2017年9月27日

---

<sup>7</sup> 決議 48/134、添付文書。